



厚生労働省佐賀労働局発表  
平成 30 年 8 月 8 日(水)

【照会先】  
厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室  
室 長 藤崎 貞美  
室 長 補 佐 新宮 卓俊  
(電話) 0952(32)7179(直通)

## 佐賀県最低賃金の 25 円引上げを答申

佐賀地方最低賃金審議会（会長 富田義典）は、本日、佐賀労働局長（菊池泰文）に対し、佐賀県最低賃金を 25 円引き上げて、時間額を 762 円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 答申は本年 7 月 2 日の諮問に対するもので 25 円引き上げは引上げ率 3.39% となります。
- 2 「25 円」の引き上げは、中央最低賃金審議会の「平成 30 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安額を 2 円上回る金額です。
- 3 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めてまいります。

### 【佐賀県最低賃金額の推移】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最低賃金額	678 円	694 円	715 円	737 円	762 円
対前年度上昇率	2.11%	2.36%	3.03%	3.08%	3.39%
対前年度上昇額	14 円	16 円	21 円	22 円	25 円